

2017. 12. 12 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://kitunion.wix.com/kitunion>

人勧通りの給与改定

12月7日（木）に労使協議が行われ、職員の給与、退職手当について、法人より提案がありました。

- 1) 職員給与の改定について
- 2) 退職手当基準の改定について
- 3) 職員退職手当規則の改定
- 4) 年俸制適用職員退職手当規則の一部改定

提案内容は主に下記の通りです。

[1] 民間給与との格差等に基づく給与改定

8月に出された人事院勧告に従った下記の給与等の改定を行う。

1. 月例給の改定（平成 29 年 4 月 1 日に遡って実施）

行政職俸給表（一）で平均改定率 0.2%の引き上げが行われます。1 級の初任給を 1,000 円引き上げ、その他は 400 円の引き上げを基本とする。

その他の俸給表は行政職（一）との均衡を基本に改定する。

2. 賞与の改定（法律の交付日に実施）

勤勉手当の支給率が 0.10 月分増えます。29 年度は 12 月期に 0.10 月分増え（来年 3 月に支給）、30 年度は 6 月期、12 月期それぞれに 0.05 月分増えます。

3. 諸手当の改定

本府省業務調整手当、初任給調整手当が改定されます。

[2] 給与制度の改正等

1. 平成 27 年 4 月 1 日付給与改定（人勧、給与制度の総合的見直し）に伴う現給保障及び 55 歳を超える職員の俸給等の 1.5%減額措置が平成 30 年 4 月 1 日に廃止されます。

それに伴って生ずる原資を用いて、平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員の号俸が 1 号俸回復されます。

2. 本府省業務調整手当が引き上げられます（平成 30 年 4 月 1 日実施）。

[3] 退職手当支給基準の改定

1. 国家公務員退職手当法の改定に準じて支給基準が引き下げられます。退職手当額を計算する際に用いる調整率が 87/100 から 83.7/100 になります（平成 30 年 1 月 1 日実施）。

[4] 退職手当規則及び年俸制適用職員退職手当規則の改定

退職手当支給基準の改定に伴う規則改定が行われます。また、教員の定年は 65 歳ですが、

退職手当の算定上は 63 歳を「定年」として計算されているため、退職手当規則内での「定年」を 63 歳と定めて規則の整理等が行われます。さらに、在職期間の計算においては、年俸制適用期間が除算されます。

以上の規則改定の説明資料として法人が配布した資料を以下に公開しますので、ご参照下さい。（このニュースをお届けするメール本文にもリンクを添付します。）

また、この規則改定に関して組合の意見を 12 月 18 日（月）に開催する代議員会にて集約します。時間が限られた中でのお願いで申し訳ありませんが、ご意見を執行部もしくは、各ブロックの代議員にお伝え下さい。